別紙２

彦根市地域子育て支援拠点事業（チャチャチャひろば）　仕様書

１　事業名　　　　　　彦根市地域子育て支援拠点事業（チャチャチャひろば）

２　事業実施場所（予定）　　　アル・プラザ彦根　４階（彦根市大東町２番２８号）

３　委託契約期間　　　令和８年（２０２６年）４月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで

４　実施日および開設時間　　週５日以上、１日６時間以上（１０：３０～１５：３０を含む）

５　事業内容

（１）　子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

（２）　子育て等に関する相談、援助の実施

（３）　地域の子育て関連情報の提供

（４）　子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）

（５）　地域支援の継続的な実施

（６）　その他

①　子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する以下に掲げる専任の者を２名以上配置すること。ただし、配置する者の内１名は保育士または幼稚園教諭の資格を有する常勤職員とすること。

１） 保育士または幼稚園教諭の資格を有する者

２） 彦根市地域子育て支援拠点事業実施要綱　５　留意事項（２）に

記載されている研修を修了した者

３） １）および２）に準ずると認められる者

②　（１）の事業に供するスペースは専用のスペースを設けること（専用のスペースとは、概ね１０組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さをいう。）。また、平日においては全員が楽しめるタイムを1回以上実施すること。

③　（３）について、ひろばで実施する内容を掲載したカレンダーを毎月発行すること。

④　（５）について、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組を積極的に実施すること。

(ｱ)　高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

(ｲ)　地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

(ｳ)　地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(ｴ)　本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

1. 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。
2. 施設の整備および運営に当たっては、募集要項に記載した諸条件、本仕様書のほか、関係法令を遵守することはもとより、市と誠実に協議し履行すること。
3. 無理のない資金計画により整備事業を行うこと。
4. 市が改築を行った後、開設日までに円滑に事業を運営できるよう、電話・ネット・ベビーベッド・あそびの環境等、施設整備を行うこと。
5. 利用者等の安全確保が図れる運用と施設整備を行うこと。また、施設の維持､管理､改良等の行為をするために要する経費は､事業者がすべて負担すること。
6. 委託契約期間終了時または契約が解除された場合は自己の負担により原状(元の状態)に回復して､市に返還すること。施設の返還に際しては､いかなる名目であっても市に対してその補償を請求することはできず、返還に際し､建物買取請求権および造作買取請求権を一切行使しないものとすること｡

ただし、委託契約期間が満了した場合であっても本事業が継続される場合、または市が必要と認める場合は、次期受託者への引継ぎを前提として、原状回復の全部または一部を不要とすることがある。

1. 清掃・消毒を適宜行い、清潔・安全に過ごせるようにすること。
2. 契約期間の火災保険および盗難保険・生産物賠償責任保険、賠償責任保険に加入し、証券の写しを提出すること。
3. 施設の滅失または損傷等が生じたとき､施設の使用により第三者に損害を与えたときは､直ちにその状況を甲に届け出を行い、その損害を賠償すること｡
4. 業務日誌等、事業の記録・統計を整備し、当月分を翌月１５日までに提出すること。